

熊本市市民公益活動支援基金実施要綱

制定 平成24年 3月30日市民生活局長決裁
改正 平成24年 9月 1日市民協働課長決裁
平成24年12月 1日企画振興局長決裁
平成25年 6月 1日市民協働課長決裁
平成25年11月18日企画振興局長決裁
平成26年11月18日市長決裁
平成27年10月 日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市市民公益活動支援基金条例（平成23年条例第93号。以下「基金条例」という）第6条に定める事業の実施に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

~~（寄附の種類）~~

~~第2条 熊本市市民公益活動支援基金に係る寄附（以下「寄附」という。）の種類については、別表第1のとおりとする。~~

(寄附の受入れ)

~~第2条~~ 寄附は、熊本市指定金融機関及び熊本市収納代理金融機関での振込、現金及び小切手による収納並びに募金箱によるものとする。

- 2 寄附の申出があった場合は、別に定めるところにより、処理するものとする。
- 3 募金箱は、市庁舎その他市長が必要と認める施設に設置し、「募金箱の管理手引き」（平成25年11月18日企画振興局長決裁）に基づき、市民協働課において事務処理を行うものとする。
- 4 採納事務をしようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
 - (2) 行政の中立性、公平性等が確保できること。
 - (3) 係争の原因となるおそれがないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法令、条例又は規則等の制限がないこと。

(冠寄附の設定)

第3条 寄付者が一定額以上の寄附を行った場合、当該寄付者の希望する名称（以下「冠」という）を用いて助成することができる。

- 2 冠寄附の設定に当たっては、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会において審議の上、市が決定するものとする。
- 3 冠を付す期間は、基金が成立した年度を含む2ヵ年度までとする。

(助成事業を受けようとする団体登録の申請要件)

第4条 熊本市市民公益活動支援基金に基づく助成を受けることができる団体は、基金条例第1条に定める地域コミュニティ活動等を行うことを主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、法人にあっては、特定非営利活動法人に限るものとする。

- (1) 団体が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア ボランティア団体
 - イ 地域団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、地域コミュニティ活動等を行う団体
- (2) 主たる事務所又は本拠が市内にあること。
- (3) 地域コミュニティ活動等を行う区域が主に市内にあること。
- (4) 構成員が5人以上であること。
- (5) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの
- イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
- ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条又は第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でない判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、特別の定めをすることができる。

（団体登録の申請）

第5条 登録の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、熊本市長に提出するものとする。

- (1) 熊本市市民公益活動支援基金登録申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要書（様式第2号）
- (3) 登録申請時における直近の事業報告書
- (4) 登録申請時における直近の収支決算書
- (5) 会則、規約及び定款等
- (6) 当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- (7) 申請時における構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、第4条に規定する要件に該当するかどうかについて確認の上、熊本市市民公益活動支援基金登録団体として決定するものとする。

（登録の通知）

第7条 市長は、前条の規定により登録を決定したときは熊本市市民公益活動支援基金登録団体決定通知書（様式第4号）（以下「団体登録決定通知書」という。）により、登録を決定しなかったときは熊本市市民公益活動支援基金登録団体**非登録不決定**通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

（登録の変更）

第8条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録要件に係る重要な内容の変更があった場合には、熊本市市民公益活動支援基金団体登録変更届（様式第6号）に、変更後の第5条各号に掲げる書類を添えて、速やかに、市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第4条に規定する要件を喪失したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の規定に反したとき。
- (4) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに、熊本市市民公益活動支援基金団体登録取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（助成対象団体）

第10条 助成金を交付する対象となる団体は、第6条の規定により決定した登録団体とする。

（助成の種類）

第11条 この要綱に基づく助成の種類は、別表第2-1のとおりとする。

（助成対象事業）

第12条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を充たす必要がある。

- (1) 営利を目的としない公益的な事業であること。

- (2) 地域社会の発展に資すると認められるものであること。
- (3) 主に熊本市民を対象とした事業であること。
- (4) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- (5) 個人に金品を支給することを目的とした事業でないこと。
- (6) 助成当該年度に完了する事業であること。
- (7) 当該事業が当該年度内において、熊本市の他の助成等を受けている、又は受けることが決定している事業でないこと。
- (8) 既に着手した事業でないこと。

(助成対象経費)

第13条 助成の対象となる経費は、助成対象事業に直接必要な経費とし、別表第3-2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、助成対象経費について委員会に諮り、特別の定めをすることができる。

(助成金の額等)

第14条 助成金の総額は、予算に定める額の範囲内とし、助成金の限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、委員会に諮り、特別の定めをすることができる。

(助成金の交付の申請)

第15条 助成金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対し、その定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 熊本市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第8号）
 - (2) 事業計画書（様式第9号）
 - (3) 事業収支計画書（様式第10号）
 - (4) 当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の書類を提出する場合において、第5条の規定により提出した団体登録申請書類に登録時から変更があった場合には、当該変更に係る書類も併せて提出するものとする。
- 3 団体の運営に係る補助金を熊本市から受けている団体は、運営に係る補助金を熊本市から受けていない団体と協働で事業を行う場合に限り、助成金の交付の申請をすることができるものとする。この場合において、助成金交付申請については、運営に係る補助金を熊本市から受けていない団体が行うこととし、協働で事業を実施することを証する書類を提出するものとする。

(助成金の審査)

第16条 市長は、第15条の規定による申請があったときは、委員会に諮ることとする。

- 2 委員会は、審査基準を決定し、これに基づいて事業の採択、交付先及び交付額を審査する。
- 3 委員会は、審査に当たって、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第17条 市長は、委員会の意見を基に、助成金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、助成金の交付を決定したときは、熊本市民公益活動支援助成金交付決定通知書（様式第11号）により、交付決定額その他必要な事項を団体に通知するものとする。
- 4 市長は、助成金を交付しないと決定したときは、熊本市民公益活動支援助成金不交付決定通知書（様式第12号）により、団体に通知するものとする。

(助成事業の変更)

第18条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ熊本市民公益活動支援助成金交付変更等申請書（様式第13号）を市長に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき。

2 市長は、第1項の申請があった場合において、助成事業の変更等を適当と認めるときは、熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等決定通知書（様式第14号）により、当該助成団体に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第19条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第20条 助成団体は、助成事業が完了したときは、2週間以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第15号）
- (2) 事業収支決算書（様式第16号）
- (3) 領収証等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し
- (4) 事業の経過又は成果を証する書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、助成金の使途等に関する調査を行い、又は前項の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。

3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。

4 助成団体は、前項の報告会が開催される場合は、当該報告会において助成事業の実施結果を報告するものとする。

（助成金の額の確定等）

第21条 市長は、前条第1項の規定により報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市市民公益活動支援助成金確定通知書（様式第17号）により、当該団体に通知するものとする。

2 助成金は、前項により確定した額を助成事業の終了後に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、助成事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

4 前項の交付を受けようとする助成団体は、熊本市市民公益活動支援助成金等概算交付申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、第3項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市市民公益活動支援助成金概算交付通知書（様式第19号）により、助成団体に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第22条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成事業の目的以外の経費に流用したとき。
- (3) 第4条に規定する登録要件を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、熊本市市民公益活動支援助成金交付取消決定通知書（様式第20号）により、当該団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第23条 市長は、第18条の規定により助成事業の変更等を決定した部分、又は前条の規定により助成金の交付決定の取消しをした部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該団体に対して交付

した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき助成金の返還を請求するときは、熊本市市民公益活動支援助成金返還決定通知書（様式第21号）により、当該団体に通知するものとする。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前になされた団体応援寄附については、なお従前の例による。ただし、助成額の限度額は、団体への寄附相当額とする。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

別表第1 ~~(第2条関係)~~

種 類	内 容
分野指定寄附	<p>寄附者が助成の用途を次に掲げる活動の分野から指定できる寄附</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 環境の保全を図る活動</p> <p>(3) 生涯学習・子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(4) 文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興を図る活動</p> <p>(5) まちづくりや地域安全の推進を図る活動</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに含まれない活動</p>
冠設定寄附	<p>寄附者が、一定額以上の寄附を行った場合、寄附者の希望する名称を用い助成することができる寄附</p> <p>寄附金の設定に当たっては、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会において審議の上、市が決定するものとする。</p>
一般寄附	<p>分野指定寄附、冠設定寄附以外の寄附</p>

※~~募金箱によるものは一般寄附とする。~~

別表第21 (第11条及び第14条関係)

種 類	概 要	
ステップアップ 助成	内 容	<p>1 次の分野に係る活動に対して助成を行うもの。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 環境の保全を図る活動</p> <p>(3) 生涯学習・子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(4) 文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興を図る活動</p> <p>(5) まちづくりや地域安全の推進を図る活動</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに含まれない活動</p> <p>2 継続して助成を受けることができる年度は3ヵ年度を限度とする。</p>
	助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額 25万円 ・ 助成率 事業費の2/3を上限
スタートアップ 助成	内 容	<p>1 設立後3年未満の団体に対し助成できる。</p> <p>2 助成期間は原則1ヵ年度とする。</p>
	助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成限度額 10万円(助成率10/10) ・ 助成率 事業費の10/10

別表第3-2 (第13条関係)

助成の対象となる経費は、助成対象事業に直接必要な経費とし以下の費目とする。
 ただし、分野指定助成事業における助成対象経費については、役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）に氏名の記載のある者（以下「役員等」という。）に支出した経費は助成対象経費としない。

費目	説明
人件費	被補助団体が被用者に対して支出した給料、諸手当、共済費及び賃金
報償費	講演会等に要した講師謝礼金、助成事業に携わった者に対する謝金等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
消耗品事務費	事業に係る物件費、材料費 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
旅費	講師招へい旅費、出張旅費、宿泊費、ガソリン代等
備品購入費 委託費	事業実施に必要なもので単価が2万円以内のもの 事業実施に必要なもの（HP作成、デザイン等）
その他	その他事業に伴い必要な経費

備考 助成対象外経費について

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・組織で恒常的に発生している人件費
 - ・日常的な事務作業や団体内部で使用する物件費
- 助成金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費